

◆労働派遣法に基づくマージン率(対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日)

- ・労働者派遣法に基づくマージン率の公開
- ・平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{対象事業年度の労働者派遣料金の平均額} - \text{対象事業年度の派遣労働者の平均賃金}}{\text{対象事業年度の派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入)

■ホクト・エンジニアリング株式会社

派遣労働者の数	18名
派遣先数	9社
派遣料金の平均日額	42,406円
賃金の平均日額（一日8時間）	24,923円
労使協定を締結している否かの別	労使協定を締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	すべての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日
教育訓練の内容	コンプライアンス教育、個人情報保護教育、コミュニケーション教育、PC教育、専門技術教育
その他福利厚生制度など	各種社会保険完備、退職金制度、資格取得支援、社内レクリエーション、社員旅行
マージン率	41.2%